

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

平成5年*月頃、20歳の誕生日から1年半遅れていたが、母親が私の将来のために、区役所で国民年金の加入手続きを行い、そのとき母親が、窓口で職員から、「1年半なら遡って納付することができる。」と聞き、申立期間である初めの半年分の国民年金保険料については区役所の窓口で、その後の1年分の保険料については銀行の窓口で、それぞれ納付してくれたと母親から聞いている。

母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとするその母親は、昭和48年2月に国民年金に任意加入して以降、自身の保険料の未納は無いことに加え、被保険者種別変更手続きも適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人の母親は、その夫の給料を元に、申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録によると、申立人の父親の標準報酬月額は最高等級で推移していたことが確認できることから、保険料を納付するための資力は十分にあったものと推認される。

さらに、申立人の母親は、区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べており、通常、区役所の国民年金担当窓口で、平成5年*月時点では過年度となる申立期間の保険料を納付することができないため、申立内容とは必ずしも一致しないものの、オンライン記録によると、同年同月

に、当該期間のものと推認される納付書が社会保険事務所（当時）から発行されていることが確認できることから、保険料を納付するための資力があり、納付意識が高かった申立人の母親が、同納付書に基づき、6か月と短期間である当該期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 1 月まで

私は、大学を卒業した昭和 54 年 4 月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、父親又は母親が自宅に来る集金人に、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

私は、申立期間の国民年金保険料を、父親又は母親が納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月までの期間について、申立人の特殊台帳には昭和 56 年度について過年度納付書を発行した記載があり、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「納付書があれば保険料の納付を行っていると思う。」と述べていることから、当該過年度納付書で当該期間の保険料を納付した可能性を否定できない上、当該期間は 10 か月と短期間である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの期間について、申立人は、大学を卒業した 54 年 4 月頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、申立人の父親又は母親が納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続は、56 年 12 月又は 57 年 1 月に行われたと推認され、申立人の主張とは一致していない。

また、推認される申立人の国民年金の加入手続時期から、申立期間のう

ち、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人の父親又は母親が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて、同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、推認される申立人の加入手続時点において、昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料は、時効とされておらず過年度納付することは可能であるが、前で述べた申立人の特殊台帳には、昭和 56 年度の過年度納付書が発行されたこと以外に、54 年度及び 55 年度について過年度納付書が発行されたことをうかがわせる記載は無い。

加えて、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年7月まで

私は、平成3年頃に、集金人から勧められたため、集金人に国民年金の加入手続を依頼した。その際に、集金人から、20歳まで遡って国民年金保険料を納付すると、約20万円程度だと言われたが、一括で納付することは難しいので、分割して納付することとし、毎月、国民年金の加入手続前の保険料1、2か月分と加入手続後の保険料を、一緒に集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年頃に、集金人から勧められたため、集金人に国民年金の加入手続を依頼し、その際に、集金人から、20歳まで遡って国民年金保険料を納付すると、約20万円程度だと言われたが、一括で納付することは難しいので、分割して納付することとし、毎月、国民年金の加入手続前の保険料1、2か月分と加入手続後の保険料を、一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人が、国民年金の加入手続を依頼した際に、集金人から聞いたとする国民年金保険料額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年7月の時点において、元年6月から3年6月までの保険料を遡って納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立期間直後の2年8月から3年3月までの保険料は、過年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、過年度納付することが可能であった

14 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間中の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月、48 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月
② 昭和 47 年 3 月から 48 年 7 月まで
③ 昭和 48 年 8 月及び同年 9 月

私は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付のために、役所に向いたことは憶^{おぼ}えていないが、申立期間①の保険料については、自宅近くの商店街の中にあつた保険料の収納場所に、年金手帳を持参し、納付しに行っていたと思う。

また、申立期間②及び③について、昭和 50 年頃、町役場の出張所で、国民年金の加入手続を行った際に、年金記録に空白期間があることを知つたため、納付書に現金を添えて、当該期間の国民年金保険料を遡^{さかのぼ}ってまとめて納付したと思う。

私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間①及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 38 年 3 月又は同年 4 月に行われたと推認でき、申立人は、申立期間①後の国民年金保険料をおおむね適切に現年度納付していることから、1 か月と短期間である申立期間①の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立期間③について、申立人が当時居住していた町の国民年金被

保険者名簿によると、昭和 48 年度の 8 月及び 9 月の欄に「48.8」の記載があることが確認でき、同年度の 10 月から 12 月までの欄にも同様に、「48.12」の記載があり、納付済みとされていることからみて、申立内容とは異なるものの、昭和 48 年 8 月に、同年同月及び同年 9 月の国民年金保険料が納付されたことを示すものと認められる。

2 一方、申立期間②について、申立人は、昭和 50 年頃、国民年金の加入手続を行い、その際に年金記録に空白期間があることを知り、納付書に現金を添えて、国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと思うと述べているが、申立期間②当時のみならず、現在に至るまで、記録上、国民年金の未加入期間とされていることから、当該期間に係る保険料納付書が発行されることは無く、当該期間の保険料を納付することができなかつたと考えられる上、申立人は、当該期間の大半が、厚生年金保険の被保険者の妻であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、任意加入の場合、遡って被保険者資格を取得することも保険料を納付することもできないことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする 50 年の時点はもとより、記録上の任意加入時期である 48 年 8 月の時点でも、当該期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月、48 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6113

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から同年 12 月まで

私は、結婚した昭和 59 年 7 月頃に、A 区役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、遡って納付していると思うが、保険料の納付時期、納付場所及び納付金額について、はっきりと憶^{おぼ}えていない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 59 年 7 月頃に、A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、遡って納付していると思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたのは、同年同月頃であると推認でき、その時点では、申立期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和 60 年 2 月に、A 区から B 区へ転居したとしているところ、申立期間直後の 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は、申立人が国民年金の加入手続きを行ったとする A 区を所管する社会保険事務所（当時）が発行した納付書により過年度納付されていることが、申立人が所持する領収証書により確認でき、申立期間の保険料に係る納付書についても発行されていたと考えられることから、申立人が、5 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に短大を卒業し、同年 5 月から働いていたが、厚生年金保険の未適用事業所であり、国民年金にも加入していなかったため、母親に勧められ、61 年 2 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付していなかった分の保険料を遡って納付できると聞いたので、加入手続から少したった頃に、父親又は母親からお金を借りてまとめて納付した。納付場所及び納付金額については記憶に無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、少したった頃に、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年 3 月と推認され、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、遡ってまとめて国民年金保険料を納付した記憶があると主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金の加入期間の納付済みとされている期間の保険料は、全て毎月納付されていることから、申立人の主張する記憶は、申立期間の保険料を納付した際のものと考えられる。

さらに、申立人に国民年金の加入を勧めたとするその母親は、「娘（申立人）が国民年金保険料を遡って納付したという話を聞いた記憶がある。」旨

証言しており、申立人の結婚前に、母親が、申立人の国民年金の納付記録を調べた上で、「1年だけ保険料の納付が遅れてしまっている分、将来もらえる年金額は、ほかの人より少なくなってしまうけれど、その後、保険料を納付した期間については、きちんともらえるから大丈夫よ。」と申立人に伝えたことを鮮明に記憶しており、申立人も母親から同様のことを聞いた記憶があると述べている上、その母親は、国民年金制度発足時より国民年金に任意加入し、保険料を完納しているとともに、付加保険料を納付している期間もある。

加えて、申立人は、申立期間後に未納は無く、申立期間は24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月から6年6月まで
② 平成8年5月から同年12月まで

申立期間①について、私は、平成3年10月に会社を退職した後すぐに、国民年金の加入手続をA区役所で行った。その後、結婚を契機に5年7月にB区へ転居したため、住所変更の手続をB区役所で行った。加入手続後の国民年金保険料については、納付書により毎月納付していたが、同年8月に結婚した後は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間②について、私は、平成8年5月に離婚した後、B区からA区へ転居したため、A区役所で住所変更の手続と一緒に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行った。種別変更手続後の国民年金保険料については、納付書により毎月納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成8年5月にA区役所で住所変更の手続と一緒に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、当該期間の国民年金保険料については、納付書により納付していたと主張しているところ、申立人は、当該期間当時、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることがオンライン記録により確認できることから、申立人に対して当該期間に係る納付書が発行されていたことが推認できる上、種別変更手続を行ったにもかかわらず、8か月と短期間である当該期間の保険料を全く納付しなかったとする

のは不自然である。

また、申立人は、申立期間②当時、B区からA区への住所変更手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳から確認できる上、申立人は当該期間後の国民年金保険料を全て納付している。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、平成3年10月に会社を退職した後すぐに、国民年金の加入手続をA区役所で行い、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により毎月納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、平成5年8月に結婚した後の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その元夫は、同年同月から6年6月まで、国民年金に未加入であることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成7年5月と推認できることから、申立期間①当時、当該期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年5月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6116

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 51 年 7 月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、56 年 3 月に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行うまでの国民年金保険料を納付し続けた。

昭和 54 年 4 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料は、夫のボーナス時期に 6 か月分をまとめて後から金融機関で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間中に国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入するとともに付加年金の加入手続も行い、付加保険料も併せて納付するなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の夫の仕事に変更は無く、標準報酬月額が上位等級で推移していたことから、国民年金保険料を納付するための資力は十分あったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べており、オンライン記録によると、現に、申立期間直前の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できることから、保険料を納付するための資力があり、納付意識が高かった申立人が、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行う前の 11 か月と短期間である申立期間の保険料についても、その直前の期間と同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年9月までの期間及び4年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から同年9月まで
② 平成4年2月から同年3月まで

私は、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、国民年金保険料については納付書により金融機関で納付していた。未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の保険料の納付日から、平成4年3月頃と推認でき、その時点で当該期間の保険料は現年度納付により納付することが可能であった。

また、申立期間①より前の平成2年7月及び申立期間②の後の4年4月以降の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、途中の5か月及び2か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成4年4月から同年9月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成4年3月の厚生年金保険料及び同年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から同年4月1日まで
② 平成4年4月から同年9月まで

私は、平成4年2月末までB社に勤務し、翌日の同年3月1日にA社へ移籍したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の資格取得日が同年4月1日となっているため、被保険者記録が1か月欠落している。

また、ねんきん定期便に同封されている「標準報酬月額と保険料納付額（保険料控除額）表」を見ると、平成4年4月から同年9月までの保険料納付額が、給与明細書の保険料控除額より低い額となっている。平成4年分の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、それぞれについて、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の給与明細書及び同社の回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（平成4年3月1日に、B社からA社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記の給与明細書における保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、法人の事業所であったことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出されたA社の給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の保険料納付に係る資料等は保管していないが、届出を誤った旨の回答を示していることから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和63年12月から平成元年9月までの期間、同年12月から2年11月までの期間及び13年12月から16年3月までの期間については、別紙の〈標準報酬月額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年12月1日から平成4年1月1日まで
② 平成13年4月1日から16年4月15日まで

ねんきん特別便で確認したところ、A社で厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が相違していたので、給与明細書が保管されていた平成4年1月から13年3月までを申し立てて、当該期間についてはあっせんされた。

昭和63年12月から平成3年12月までの期間及び13年4月から16年3月まで期間の標準報酬月額についても相違している。元年分及び2年分給与所得の源泉徴収票並びに平成15年度及び16年度市県民税課税（所得）証明書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和63年12月から平成元年9月までの期間及び同年12月から2年11月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する元年分及び2年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成13年12月から14年12月までの標準報酬月額

については、B市が発行した平成15年度及び16年度市県民税課税（所得）証明書において推認できる保険料控除額から、15年1月から16年3月までの標準報酬月額については、A社の顧問税理士事務所から提供された所得税源泉徴収簿及び厚生年金保険料等の各月控除額明細書において確認できる保険料控除額から、〈標準報酬月額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人の昭和63年12月から平成元年9月までの期間、同年12月から2年11月までの期間及び13年12月から16年3月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が「届出を誤り、納付していないと思われる。」と回答している上、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額とC厚生年金基金における当該期間の標準給与月額が一致することから、事業主は上記の資料において推認又は確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成元年10月及び同年11月の標準報酬月額については、元年分給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致する。

また、申立期間①のうち、平成2年12月から3年12月までの期間及び申立期間②のうち、13年4月から同年11月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料を所持しておらず、事業主も賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別添

期間	標準報酬月額
昭和 63 年 12 月から平成元年 9 月まで	24 万円
平成元年 12 月から 2 年 11 月まで	28 万円
平成 13 年 12 月から 14 年 11 月まで	38 万円
平成 14 年 12 月	41 万円
平成 15 年 1 月	38 万円
平成 15 年 2 月から同年 4 月まで	44 万円
平成 15 年 5 月	36 万円
平成 15 年 6 月	34 万円
平成 15 年 7 月	41 万円
平成 15 年 8 月	34 万円
平成 15 年 9 月及び同年 10 月	38 万円
平成 15 年 11 月及び同年 12 月	36 万円
平成 16 年 1 月	41 万円
平成 16 年 2 月	44 万円
平成 16 年 3 月	41 万円

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人のA社における平成15年12月10日、16年7月9日及び17年7月8日の賞与に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準賞与額は、平成15年12月10日については60万円、16年7月9日については62万円、17年7月8日については60万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月9日
③ 平成17年7月8日

私は、平成元年10月1日にA社に入社し、現在も勤務しているが、15年12月10日、16年7月9日及び17年7月8日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。賞与に係る給与明細書を提出するので、申立期間の記録を控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、A社の発行した在籍証明書及び申立人の所持する給与明細書から、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A社の保管する領収証書において、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料は平成16年1月分として同年3月22日に、申立期間②に係る保険料は同年8月分として同年10月19日に、申立期間③に係る保険料は17年8月分として同年10月14日にそれぞれ当該月の標準報酬月額に基づく保険料と申立期間①から③までの当該賞与に係る保険料の合計額に相当する保険料を納付したことが確認できる。

さらに、A社が保管する平成15年1月分から17年12月分までの領収証書に記載されている厚生年金保険料の合計額は、当該期間におけるオンライン記録から算出した当該期間の厚生年金保険料の合計額より多く、その差額は、同社が保管する賃金台帳に記載されている15年12月10日、16年7月9日及び17年7月8日の賞与に係る厚生年金保険料の合計額とおおむね一致している。

加えて、上記の領収証書における平成15年1月分から17年12月分までの厚生年金保険料の合計額は、A社の賃金台帳に記載されている当該期間に係る厚生年金保険料の控除額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額は、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日については60万円、16年7月9日については62万円、17年7月8日については60万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年3月1日から同年7月3日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の船舶Cにおける資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を3,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月1日から同年7月3日まで
② 昭和24年6月1日から同年12月31日まで

申立期間①について、私はA社に昭和23年3月1日に入社し、自宅又は船舶に寝泊まりしながら待機していた。同年5月に船舶が運航された頃から同社が所有する船舶Cに乗船した。船員手帳の船員保険関係欄の取得日は同年3月1日となっているが、オンライン記録では船員保険の資格取得日は同年7月3日となっており、被保険者記録が欠落しているのはおかしい。

申立期間②について、船舶の警備員及び船番当直として勤務の後、A社が所有する船舶Bに乗船したが、船員保険の被保険者記録が無い。

これらの申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している船員手帳には、A社が船舶所有者となっている船舶Bに昭和23年5月28日に雇入れと記載されている一方で、船員保険関係欄には、その資格取得日が同年3月1日とされ、「船舶所有者又は名称名 Dの押印 代」と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、D氏が当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた船長及び2名の同僚はA社が船舶所有者となっている船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において、いずれも昭和23年3月1日から船員保険の被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立人は、自身のA社への入社時期について具体的に供述している上、申立人と同時期に入社したとする同僚について、自身と同様に船舶が運航されるまでは自宅又は船舶に寝泊まりして待機していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において船舶B及び船舶Cを所有するA社に継続して勤務し、当該期間の船員保険料を船舶Cの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、船員手帳の船員保険関係欄の記録から、3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主は当該期間に係る申立人の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は既に船員保険の適用事業所でなくなっており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事業所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料又は周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記の船員手帳には、A社が船舶所有者となっている船舶Bに昭和24年9月19日に雇入れ、同年12月31日に雇止めと記載されており、申立人が当該船舶に乗っていたことはうかがわれる。

しかしながら、A社は昭和24年6月1日に、既に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人は、A社は当時解体され、E社になっていたと供述しているところ、F事務センターに照会した結果、同社について船員保険の適用事業所になった記録は見当たらないという回答であった。

さらに、申立人が当該期間において、共に船舶Bに乗船したとして名前を挙げた船長及び2名の同僚も当該期間に係る船員保険の被保険者記録が見当たらない上、これらの者のうち、連絡先の判明した1名に照会を行ったものの、当時の状況を確認することはできなかった。

加えて、A社及びE社は既に解散していることから、保険料控除について確認できない上、申立人も保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年12月から4年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年1月までは11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月2日から6年2月4日まで

夫が勤務していたA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額とは大きく異なっている。当時、夫は、B業務を行うC職で、取引先の工場のB業務のために出張が多く、忙しく働いており、給与は30万円以上受け取っていた。生前から在職中の全ての厚生年金保険の標準報酬月額の記録が8万円となっているのは納得できないと言っていたので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年12月から4年9月までは26万円、同年10月から5年3月までは30万円と記録されていたところ、5年4月30日付けで4年10月から5年3月までを11万円に減額訂正処理（1回目の減額訂正処理）され、その後、同年4月から6年1月までは11万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日付け（平成6年2月4日）で、3年12月から6年1月までを8万円に減額訂正処理（2回目の減額訂正処理）されていることが確認できる。

また、1回目の減額訂正処理が行われた平成5年4月30日付けで、申立期間においてA社の被保険者であったほぼ全ての者について、申立人と

同様に標準報酬月額が大幅に減額されている上、これらの者の中には、当該訂正処理日より前に被保険者資格を喪失している者も存在する。

さらに、2回目の減額訂正処理が行われた平成6年2月4日付けで、申立期間においてA社の被保険者であったほぼ全ての者について、申立人と同様に1回目の訂正よりさらに前の記録にまで遡って標準報酬月額が8万円に減額訂正されていることが確認できる上、これらの者の中には、当該訂正処理日より前に被保険者資格を喪失している者も存在する。

加えて、複数の同僚が、給与の遅配や未払いがあったことやA社が経営不振であったことを証言している上、事業主から借入れの申出があったことから同社を退職した旨を供述する従業員もおり、同社が申立期間において、社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の2度にわたる標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は事実即したものと認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年12月から4年9月までは26万円、同年10月から5年9月までは30万円、同年10月から6年1月までは11万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和59年7月1日から同年8月1日までの期間及び60年9月1日から同年10月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、別紙の〈標準報酬月額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間のうち、平成7年6月1日から8年1月1日までの期間、同年1月1日から10年8月1日までの期間、20年8月1日から同年9月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、別紙の〈標準報酬月額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和60年9月1日から同年10月1日まで
③ 平成元年9月1日から同年10月1日まで
④ 平成2年1月1日から同年2月1日まで
⑤ 平成7年4月30日から同年5月1日まで

- ⑥ 平成7年6月1日から8年1月1日まで
- ⑦ 平成8年1月1日から11年1月1日まで
- ⑧ 平成17年8月1日から同年9月1日まで
- ⑨ 平成20年8月1日から同年9月1日まで

A社及びB社に勤務していた期間の標準報酬月額を調べたところ、ねんきん定期便に記載されている当該期間の厚生年金保険料の納付額は、実際の給与明細書に記載されている厚生年金保険料より低い額のため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、A社での平成7年4月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、当該月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から④まで及び⑥から⑨までについて、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社に係る申立期間①、②、申立期間⑦のうち、平成8年1月から10年7月までの期間及び⑨並びにB社に係る申立期間⑥の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別紙の〈標準報酬月額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

一方、A社に係る申立期間③、④、申立期間⑦のうち、平成10年8月から同年12月までの期間及び⑧については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、A社に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬

月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、B社に係る申立期間⑥の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、A社に係る申立期間⑦のうち、平成8年1月から10年7月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間における給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A社に係る申立期間⑨の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の申立人の申立期間⑨に係る標準報酬月額がオンライン記録と一致しているところ、申立期間⑨における給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間⑤について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間⑤においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、給与からの厚生年金保険料の控除は、当月の給与から

の控除であると回答しているところ、申立人の所持する同社の平成7年4月の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることから、申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人の所持する当該給与明細書の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別紙

標準報酬月額一覧表

期間	標準報酬月額
昭和 59 年 7 月	30 万円
昭和 60 年 9 月	38 万円
平成 7 年 6 月から同年 12 月まで	44 万円
平成 8 年 1 月から 9 年 9 月まで	44 万円
平成 9 年 10 月	47 万円
平成 9 年 11 月	50 万円
平成 9 年 12 月から 10 年 2 月まで	47 万円
平成 10 年 3 月から同年 7 月まで	50 万円
平成 20 年 8 月	50 万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(80万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を128万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(128万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を68万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(68万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を75万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（75万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を127万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(127万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(60万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(51万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を67万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(67万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を72万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(72万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を83万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(83万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を49万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(49万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を92万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(92万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を78万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(78万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を49万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(49万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を67万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(67万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 15 日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(25万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(42万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかったことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかったとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(23万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を43万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(43万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月15日

A社における平成20年2月15日に支給された賞与については、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録となっている。

しかし、当該賞与からは、厚生年金保険料は間違いなく控除されており、事業主が賞与支払届を提出した時は、既に、時効のため厚生年金保険料は納付することができなかつたことを事業主は認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成20年分給与明細一覧表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(51万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該賞与支払届を提出していなかつたとして、同支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月28日から同年9月16日まで

私は、昭和38年6月にA社に入社し、C職として39年9月まで勤務し、同年10月10日に同業の大手会社に移った。しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している同僚は、「申立人は、A社でC職として勤務していたが、D職に転職したいと言っていた。E社に就職する直前の昭和39年9月までA社に勤務していたと思う。」と供述している。

また、申立人は、「私は、昭和38年6月にA社に入社したが、C職よりはD職になりたいと思うようになっていた。自身の営業範囲内にE社の営業所があるのを知っていたので、39年8月末頃に営業の途中ではあったが、同社の営業所社員に同社に入社したい旨伝えた。その後、同社役員の面接を経て入社を許可してもらったので、A社を同年9月15日に退職した。同年9月20日からE社において、一週間のD職に関する教養研修を受け、研修後に教養部長から入社日はいつにするかと聞かれたので、東京オリンピックの開会式の日に入社したいと答えた。」と主張している。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、E社の被保険者資格の取得日が同年39年10月10日となっていることとも符合し、信ぴょう性も高

いものと考えられる。

さらに、同僚 31 名に照会したところ、回答のあった 23 名のうちの 15 名は、A 社は、申立期間当時、厚生年金保険に強制的に加入させる取扱いだったと回答している上、申立人及び上記の同僚は、昭和 39 年 3 月 28 日前後の申立人の勤務形態に変更は無く、一貫して C 職として勤務していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 39 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月12日

A社で支給された平成19年12月12日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、保険料徴収権が時効により消滅する前に社会保険事務所（当時）に対し賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月12日に支給された賞与に係る賞与支給明細書から、申立人が41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に当該賞与支払届を提出していないとして同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月12日

A社で支給された平成19年12月12日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、保険料徴収権が時効により消滅する前に社会保険事務所（当時）に対し賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月12日に支給された賞与に係る賞与支給明細書から、申立人が33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に当該賞与支払届を提出していないとして同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月12日

A社で支給された平成19年12月12日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額の計算の基礎となる記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、保険料徴収権が時効により消滅する前に社会保険事務所（当時）に対し賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月12日に支給された賞与に係る賞与支給明細書から、申立人が36万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に当該賞与支払届を提出していないとして同賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から6年6月1日まで
私は、申立期間において、A社に正社員として勤務し、B職をしていた。

ねんきん定期便によると、毎年給与額が上がっていたにもかかわらず、極端に標準報酬月額が下がっている期間がある。申立期間当時の給与明細書は無いが、手元にある源泉徴収票からも、明らかに標準報酬月額が低く、不自然である。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、3年12月から5年2月までは24万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに複数名の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、A社の元取締役は、同社は、当時、厚生年金保険料の滞納があったと回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成

3年12月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年12月1日までの期間について、申立人が所持する平成4年度の「市民税・県民税特別徴収税額通知書」の社会保険料控除額に記載された金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額に、雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致することが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成2年10月1日から3年12月1日までの期間及び5年10月1日から6年6月1日までの期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（合併後にB社。現在は、C社）D出張所における資格取得日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年4月1日から同年12月1日まで

夫は、昭和23年4月1日にA社に入社し、平成2年7月31日に定年退職するまで、途中で異動及び会社の合併はあったが継続して勤務していた。

ところが、厚生年金保険の記録によると、被保険者資格の取得日が昭和23年12月1日になっており、申立期間が被保険者期間になっていない。

A社の合併後のB社が発行した在職期間証明書を提出するので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社発行の在籍期間証明書、退職者カード及びA社発行の社員名簿並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社D出張所に勤務していたことが認められる。

また、C社は、「退職者カード及び当時の社員名簿から、申立人は正社員だったことが確認できる。正社員は、入社時から厚生年金保険に加入させる取扱いだった。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚の記録及び申立人のA社D出張所における昭和23年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年4月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を23万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月28日

私は、平成10年10月頃から16年10月30日までA社に勤務していた。年金事務所から送られてきたねんきん定期便には、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。賞与明細書を提出するので、調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(23万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、「当社が社会保険業務を委託している公認会計事務所において、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成16年6月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年1月1日から6年11月21日まで
私は、申立期間に、A社において、正社員として勤務し、B職の仕事をしていた。

日本年金機構から手紙が届いて、標準報酬月額が引き下げられていることを初めて知った。当時の給与明細書等はないが、18万円ぐらいの給与が支給されていたはずなので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は当該期間のうち、5年1月から6年3月までは18万円と記録されていたところ、同年4月26日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに70名以上の被保険者についても、同様の標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成

5年1月から6年5月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成6年6月1日）で、申立人の標準報酬月額は12万6,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間のうち、平成6年6月1日から同年11月21日までの期間については、申立人が所持する6年分の「給与支払報告書」の社会保険料の金額欄に記載された金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料額及び厚生年金保険料額に雇用保険料額を加算した金額とおおむね一致することが確認できる。

また、当該期間においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額はオンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から5年9月まで

私は勤務していた会社を平成3年2月に退職し、家事及び家業の手伝いをしながら、同年秋の結婚の準備をしていたが、その頃に私の母親が、市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、母親自身、父親、弟及び私の家族4人分の保険料を、毎年、1年分を前納で納付してくれていたはずである。申立期間について、私以外の家族の保険料は前納により納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていた会社を平成3年2月に退職し、同年秋の結婚の準備をしていた頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであると述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、国民年金の加入手続を行ってくれたとするその母親は、申立人の加入手続について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べているなど、申立人の国民年金の加入状況は不明である上、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、7年6月から同年10月までの間と推認され、申立内容とは一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、送られてきた納付書により、その母親が、申立期間の国民年金保険料を1年前納により納付していたはずであるとしている。しかし、前述したように、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成7年6月から同年10月までの間と推認されることに加え、別の国

民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入していなかったものと考えられることから、その当時、同保険料の納付書が発行されていたとは考えにくい上、同年6月から同年10月までの時点においては、申立期間の大半の保険料は、時効により納付することができない。ちなみに、推認される申立人の国民年金の加入手続時期からみて、1年前納により保険料を納付することが可能であるのは、その翌年度である平成8年度からであり、現に、申立人は同年度から1年前納により保険料を納付していることから、その点については、申立内容と一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から61年12月まで

私は、昭和52年頃から59年頃までの間に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に市役所の職員から、「今から加入しても、老齢基礎年金の受給資格期間に足りない。不足している期間の国民年金保険料を一括して納付すれば、国民年金に遡って加入していたことになる。」と言われたので、20歳になった49年*月から加入手続を行うまで未納となっていた保険料を遡ってまとめて納付した。その後の保険料については、私名義の預金口座から口座振替により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃から59年頃までの間に市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続当初の国民年金保険料については遡ってまとめて納付し、その後の保険料については申立人名義の預金口座から口座振替により納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続を行った時期及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、平

成元年2月から同年4月までの間と推認でき、申立期間直後の昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料を平成元年4月に過年度納付していることが申立人のオンライン記録により確認できることから、申立人が同年2月から同年4月までの間に国民年金の加入手続を行い、その時点で遡って保険料を納付することができる昭和62年1月から同年3月までの保険料を過年度納付により納付したと考えるのが合理的である。

加えて、申立期間は148か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理を、同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成元年 7 月までの期間、17 年 12 月から 18 年 3 月までの期間、同年 5 月から 19 年 6 月までの期間、21 年 9 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月、22 年 3 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月から平成元年 7 月まで
② 平成 17 年 12 月から 18 年 3 月まで
③ 平成 18 年 5 月から 19 年 6 月まで
④ 平成 21 年 9 月から同年 10 月まで
⑤ 平成 21 年 12 月
⑥ 平成 22 年 3 月
⑦ 平成 22 年 5 月

私の国民年金の加入手続は、昭和 61 年 3 月頃、私が行ったと思う。

申立期間①の国民年金保険料については、当時、私と同居していた女性が納付した。当該期間の保険料は、いつ、どこで、どのように納付したか記憶に無い。

申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料は、いつ、どこで、どのように納付したか定かではないが、前妻と別居後に免除が認められなかった期間が未納とされていることが分かり、後から遡って納付した。

私は、申立期間①が国民年金に未加入とされ国民年金保険料が未納とされていること、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 61 年 3 月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張している。しかし、同年同月当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡

も無く、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えることは難しい。

また、申立人は、申立期間①の国民年金の加入手続は自身で行い、国民年金保険料は当時同居していた女性が納付していたと述べているが、当該期間の保険料の納付に非関与で、その女性からも話を聞くことはできず、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

- 2 申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人は、前妻と別居後に免除が認められなかった期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かり、後から遡って納付したと述べているが、保険料の納付方法や納付時期及び納付場所についての具体的な記憶が無く、当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立期間④、⑤及び⑥は、オンライン記録では、平成 22 年 12 月 13 日及び 23 年 3 月 16 日の 2 回にわたって過年度分の国民年金保険料の納付書が発行されていることが確認できるが未納のままである。

- 3 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 10 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から 61 年 10 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 7 月まで

私が、昭和 60 年 3 月に会社を退職した後、私の父親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に会社を退職した後、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の昭和 60 年 3 月及び 62 年 1 月の国民年金被保険者資格取得の記録は、平成 8 年 10 月に追加されたものであることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 3 月に払い出されていることが確認でき、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の平成4年8月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年4月まで

私は、昭和61年2月頃に、母親が区役所で国民年金の加入手続きを行ったと聞いていた。私は、夫の転勤で49年11月から海外に居住しており、申立期間の国民年金保険料については、一時帰国していたときであり、私又は母親が、納付時期及び納付金額は記憶してないが、区役所で夫の保険料と一緒に納付したはずである。また、平成4年7月の保険料は還付されていると言われたが、還付された記憶は無いので、申立期間の保険料が還付され、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、一時帰国した際に申立人又はその母親が、区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、納付時期及び納付金額についての記憶が無く、納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格喪失日が平成4年7月12日と記載されていることが確認でき、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人のオンライン記録には、平成4年7月の国民年金保険料についての還付の記録があり、還付金額等の記載内容に不合理な点は無の上、申立人の夫の口座に還付されていることが確認でき、ほかに申立人に対して同年同月の保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、平成4年8月から5年4月までの期間について、オンライン記録

での過誤納記録は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から18年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年4月から18年4月まで

私は、平成18年5月にそれまで勤務していた会社の厚生年金保険に加入できる資格ができたことから、厚生年金保険に加入した。その頃から、収入も安定してきたので、厚生年金保険に加入するまでの期間で未納となっていた2年分の国民年金保険料のうち、時期の特定はできないが、一部の保険料を自宅に束になって送付されてきた納付書で、近くのコンビニエンスストアで遡って納付し始めた。19年7月に会社を退職した以降は、確実に遡って納付できる期間までの保険料を、納付の期限が切れるものから優先して遡って納付していた記憶があるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年5月頃から自宅に届いた納付書によって申立期間の一部の国民年金保険料をコンビニエンスストアで遡って納付し始め、19年7月に会社を退職した以降は、納付の期限が到来する保険料から優先してコンビニエンスストアで納付していたと主張しているが、国民年金の再加入手続は同年11月頃に行われたと推認できることから、申立期間当時、申立期間は未加入期間であり、納付書が申立人に送付されることは無く、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた上、14年4月に収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進された状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、複数のコンビニエンスストアで現年度保険料と過年度保険料を納付していたと主張しているが、異なるコンビニエンスストアがそれぞれ収納した申立期間の納付記録を社会保険事務所（当時）へ、通知しなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6124

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月まで

私は、会社を退職したため、昭和 56 年 8 月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったが、申立期間の国民年金保険料については、納付していなかった。私は、58 年 9 月から 59 年 1 月までの間に、住宅資金の融資の手続を行っており、保険料の未納が無いことが融資を受けられる要件だったため、申立期間の保険料を区役所で納付書により遡って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職したため、昭和 56 年 8 月頃に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、59 年 6 月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 58 年 9 月から 59 年 1 月までの間に、申立期間の国民年金保険料を区役所で納付書により遡って納付したと主張しているが、i) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される同年 6 月頃の時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、ii) その時点において、保険料を遡って納付することが可能であった申立期間直後の 57 年 4 月から 58 年 1 月までの保険料が、59 年 6 月に納付さ

れていることがオンライン記録により確認できることから、申立人が納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 2 月まで

私は、母親から、アルバイトをするなら国民健康保険とともに国民年金にも加入するように勧められていたため、語学留学から帰国した昭和 51 年 4 月頃に、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 11 月までの間は、A 職をしており、申立期間のうち、同年 12 月から 55 年 2 月までの間は、当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった B 店に勤務していた。いずれの期間も続けて、自宅近くの金融機関で、国民健康保険料と国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料は、私が納付していたはずなのに、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅近くの金融機関で、国民健康保険料とともに申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うと述べているものの、その方法についての記憶が曖昧である上、その金額については憶^{おぼ}えていないと述べるなど、当該期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号（以下「C 手帳記号番号」という。）の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は 55 年 10 月頃と推認され、申立内容とは一致しない上、その時点において、申立期間の過半の国民年金保険料については、時効により納付することができず、一部遡って保険料を

納付することができる期間があるものの、申立人は、遡って保険料を納付したことはないとしている。このことから、申立期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は申立期間の始期からC手帳記号番号が払い出された時期まで同一区内に居住していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

ちなみに、申立人の国民年金の加入手続は、昭和46年から47年にかけて居住していた町でも行われており、その当時にC手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号（以下「D手帳記号番号」という。）が払い出されているが、申立人は、D手帳記号番号及びその年金記録については、ねんきん特別便やねんきん定期便が送付されてきたことなどにより最近知ったとしていることから、申立期間当時、D手帳記号番号については、認識されておらず、現に、D手帳記号番号が基礎年金番号に統合されたのは平成21年9月であり、D手帳記号番号では申立期間の国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されることはなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年11月までの期間及び平成元年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から63年11月まで
② 平成元年1月から同年9月まで

私は、20歳になった昭和61年*月頃、国民年金の加入手続を区役所で行ったと思うが、平成元年1月に会社を辞めた際、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったかは憶^{おぼ}えていない。現在オレンジ色の手帳を2冊所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により納付していたが、保険料の納付場所及び納付額^{おぼ}は憶^{おぼ}えていない。定期的に欠かさず払っていたはずなので、申立期間が未加入期間で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和61年*月頃、国民年金の加入手続を区役所で行い、その後、国民年金保険料を納付書で納付していたと思うと述べているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料額等について具体的に憶^{おぼ}えておらず、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間②について、申立人は、当該期間の直前の昭和63年12月は厚生年金保険の被保険者であったため、当該期間の国民年金保険料を納

付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われる必要があるが、申立人は、当該手続について憶^{おぼ}えておらず、申立期間①同様、申立期間②についても保険料を納付書で納付したと述べるにとどまり、当該期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況が不明であることに加え、当該期間当時においても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

このように、申立期間①及び②当時、申立人が国民年金の加入手続等を行ったと認められる事情は見当たらず、当該期間は、国民年金の未加入期間であったと考えるのが自然で、国民年金保険料を納付するための納付書が発行されていたとは考えられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から6年1月まで

平成7年の夏頃から8年3月までの間に、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が20歳になった4年*月から大学を卒業する8年3月までの国民年金保険料を現金で一括して納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年の夏頃から8年3月までの間に、その母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった4年*月から大学を卒業する8年3月までの国民年金保険料を現金で一括して納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月頃と推認でき、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付することができる特例納付制度も実施されていない。

また、申立期間直後の平成6年2月及び7年4月から8年3月までの国民年金保険料は、申立人の加入手続が行われたと推認できる同年同月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の母親が一括して納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から7年7月までの期間については、国民年金第3号被保険者として記録訂正することはできない。

また、申立人の平成17年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から7年7月まで
② 平成17年2月及び同年3月

私は、会社を退職した翌月の平成4年5月に区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①当時、私は、厚生年金保険適用事業所に勤務していた元夫の扶養家族であったことから、国民年金第3号被保険者となるべき期間であるのに、未納となっている。

申立期間②については、私は、当該期間の国民年金保険料をいつ納付したか、具体的な年月の記憶は無いが、当該期間当時、私が居住していた区内のコンビニエンスストアで納付した。

申立期間①が国民年金第3号被保険者とされておらず、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時、厚生年金保険適用事業所に勤務していた元夫の扶養家族であったことから、国民年金第3号被保険者となるべき期間であると主張しているが、申立人の元夫が勤務していた事業所は、平成5年5月に厚生年金保険適用事業所となり、6年6月に厚生年金保険適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、元夫のオンライン記録によると、元夫の厚生年金保険被保険者期間は、申立期間①より前の5年5月から同年12月までであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間①について、申立人の元夫からの証言が得られないことか

ら、その元夫の勤務状況の詳細が不明である。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立人が申立期間当時居住していた区内のコンビニエンスストアで当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該保険料を納付した年月の記憶が無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の平成6年7月から7年7月までの期間については、国民年金第3号被保険者として記録訂正することはできず、17年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 58 年 9 月まで

私は、昭和 52 年 5 月に結婚した後、時期は定かではないが、区役所で国民年金の加入手続を行った。その際に隣で手続を行っていた人が国民年金保険料を遡ってまとめて納付しているのを見て、私も同様に遡って保険料を納付する旨を申し出た。加入手続を行ったときから 2 年以上遡って数回に分けて合計数十万円の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って数回に分けて納付したと主張しているが、申立人は、加入手続を行った時期及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったときから 2 年以上遡って国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 61 年 1 月と推認でき、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、同年同月は特例納付の実施期間ではないことから、申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月から5年11月まで

私の妻は、平成5年4月から同年12月までの間に、自宅近くの市の出張所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その際、当該出張所の職員から、過年度2年分の国民年金保険料に関しては納付することが可能であるとの説明を受けたことから、その後、私の妻は、毎月、その月の保険料とともに、過年度の1か月分の合計2か月分2万5,000円前後の金額を2年間、同年から7年にかけて、自宅近くの金融機関で納付し続けていた。

私は、妻が、私の過年度2年分の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年4月から同年12月までの間に、その妻が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳到達により国民年金に加入した被保険者の被保険者資格取得日及び申立人自身の国民年金保険料の納付記録から、申立人の加入手続は、8年1月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される平成8年1月時点において、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、遅くとも平成5年12月から、その妻が、毎月、その月

の国民年金保険料とともに、過年度の1か月分、合計2か月分を2年間、同年から7年にかけて納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、8年1月に、5年12月分の保険料が納付された後、8年2月から10年2月にかけて、毎月、現年度分及び過年度分の合計2か月分が納付されていることが確認でき、申立人が述べる方法で納付を開始したのは、申立人の国民年金の加入手続時期も勘案すると、8年2月からと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 57 年*月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

昭和 58 年 4 月に就職するまでは、母親が、私の国民年金保険料を納付してくれたと思うが、就職してからは、私が、毎月、郵便局又は銀行で国民健康保険料と国民年金保険料を併せて納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 57 年*月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、61 年 3 月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月に、B 市で払い出されており、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する A 市において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入してから昭和 58 年 4 月に就職するまでは、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、申立人の保険料を納付していたとするその母親から、直接事情を聴取することができないため、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、昭和 58 年 4 月に就職してからは、毎月、郵便局又は銀

行で国民健康保険料と国民年金保険料を併せて納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付場所についての記憶が定かではない上、納付したとする金額も当時の保険料額と相違していることから、申立人が、同年同月以降の保険料を納付していたとは考えにくい。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、時期や場所は分からないが、私又は夫が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、私又は夫が、納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人又はその夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続時期、加入手続場所、保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではない上、その夫も、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月頃であると推認され、申立人又はその夫が、申立期間当時に、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年4月まで

私の夫は、昭和36年10月に退職したので、将来の事を考えて区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、どこで、どのように納付していたのか記憶していないが、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月に会社を退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続を行った記憶や、国民年金手帳の交付についても記憶が定かではないとしている上、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで
法改正により、大学生でも国民年金に加入することになったことから、私が20歳になった昭和63年*月に、父親が区役所の出張所で、私の国民年金の加入手続きを行い、金融機関で国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

私は、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、加入手続き時期について、「時期は憶^{おぼ}えていないが、法改正があり、20歳になれば学生でも加入しなくてははいけないと知り、手続きを行った。」と述べている。

20歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者とする法改正が行われたのは、平成3年4月1日であることから、申立人の加入手続きも、同日以降に行われたと考えるのが自然であり、現に、申立人の国民年金手帳記号番号も同年5月に払い出されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は大学生であったことから、平成3年3月以前に申立人が国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、任意加入被保険者の場合、制度上、申立人が加入手続きを行ったと考えられる同年4月又は同年5月の時点で、遡って国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできない。このため、申立人の父親が、当該期間の保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出

される必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一区内に住民登録していたとする申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

私は、勤務先での雇用形態が変更となったことを契機に、平成元年10月に年金手帳を持参して、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、自宅に届いた納付書により一度にまとめて納付した。納付金額及び納付場所についての記憶は無いが、申立期間の保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月に年金手帳を持参して、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無いことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に届いた納付書により一度にまとめて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額及び納付場所についての記憶が無いことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、平成元年10月となっているものの、申立人の基礎年金番号は、9年1月に付番されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、基礎年金番号制度が導入された同年同月前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から5年2月までの期間及び6年6月から8年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から5年2月まで
② 平成6年6月から8年10月まで

私は、平成4年4月末に退職した後に、区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料として、10万円を超えるぐらいの金額を金融機関で一括して納付した。6年6月に退職した後は、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、毎月、申立期間②の保険料として、1万3,000円ぐらいの金額を金融機関で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月末に退職した後に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その当時、国民年金の加入手続を行うと、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人に、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人が、その当時に、国民年金の加入手続を行っていたとは考えにくい。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に、申立期間①の国民年金保険料として、10万円を超えるぐらいの金額を金融機関で一括して納付し、平成6年6月に退職した後は、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、毎月、申立期間②の保険料として、1万3,000円ぐらいの金額を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の5年3月の国民年金の被保険者資格喪失、6年6月の被保険者資格取得、8年11月の

被保険者資格喪失及び10年9月の被保険者資格取得の記録は、同年10月に追加されていることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、21年11月に記録が訂正されるまでは、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した時期とされていた4年4月の記録も、10年10月に追加されたものとするのが合理的であり、それまでは、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であったと推認され、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6137

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から9年4月まで

私は、平成5年3月に会社を退職した後、市民センターで国民年金の加入手続を行った。加入手続後の年金手帳の交付については覚えていない。申立期間の国民年金保険料については、当初納付していなかったが、9年5月に再就職することとなり、未納を精算しなければと思い、母親に相談し、同年3月又は同年4月に、母親に20万円から30万円を借りて、市役所の本庁舎で納付した。保険料の未納を精算したのは、催促や督促をされたからではなく、いつかは納付しなければならないと考えていたことを、同年5月の再就職前に実行に移したからで、保険料を納付するための納付書は、未納のため未使用だった納付書を持参したと思う。納付書の色は、白と青だったと思う。

国民年金保険料の納付には時効があり、平成5年3月から9年4月までの未納期間全ての保険料を納付することができない旨の説明を受けたことは覚えているが、具体的に、いつからいつまでの分を納付したか、その金額がいくらだったかは思い出すことができない。保険料を納付したとき、窓口の職員から、「なぜ納付するのか。」という意味のことを聞かれたことが印象に残っている。

平成9年3月又は同年4月の時点で、納付することが可能だった国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が全て未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に会社を退職した後、市民センターで国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出

されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立人が同年同月当時、国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

また、申立人は、平成9年3月又は同年4月に、申立期間の国民年金保険料の未納を精算するべく区役所へ赴いた際、未納期間全ての保険料は納付することはできないが、一部の期間の保険料は納付することができる旨の説明を受けたとしている。しかし、前で述べたように、その時点で国民年金に未加入であったと考えられる申立人に、そのような説明が行われたとも考えにくい。

さらに、平成9年3月又は同年4月の時点で、申立人が国民年金の加入手続を行ったのであれば、その時点から2年間は遡って国民年金保険料を納付することが可能であるため、申立人が同年3月又は同年4月に国民年金の加入手続を行っていないかについても調査したが、申立人が国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立人からもそのような主張は無いことを考え合わせると、この当時、遡って保険料を納付することができる期間がある旨の説明を受けたと考えることも難しい。

加えて、申立人は、平成9年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同年3月又は同年4月の段階で、市役所が、申立人が同年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得すると予見できる理由は見当たらず、申立人の国民年金保険料の未納期間の終期を、同年4月までと特定できたとは考えられない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6927 (事案 188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 31 日から 2 年 3 月 1 日まで
申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、加入記録が無い旨の回答だった。申立期間に係る厚生年金保険料は、平成 2 年 3 月から同年 5 月までの 3 か月の給与から控除されたと思う。再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについては、オンライン記録によると、同社は、平成 2 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できること、B健康保険組合が提出した資料により、申立人は申立期間に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できること、申立人は、「A社が 2 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった以降において、給与から遡及して保険料が控除された。」と主張しているが、当該事実を確認することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、20 年 10 月 10 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間の始期を平成元年 11 月 1 日から同年 10 月 31 日に変更し、新たに平成 2 年分の所得税の確定申告書及び申立人の預金通帳に記載された給与振込額に基づき作成した資料を提出している。

しかしながら、これらの資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月から32年12月まで
② 昭和56年3月から同年12月まで
③ 昭和57年1月から同年9月まで

私は、申立期間①について、A社で勤務し、B工事などを担当していたが、この期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間②について、C社で勤務し、D工事を担当したが、この期間の記録が無い。申立期間③について、E社でF工事を担当したが、この期間の記録が無い。これらの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたと主張している。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿において当該期間に被保険者記録のある同僚8名に照会したところ、5名から回答があったが、いずれも申立人を知らないと供述しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記同僚から当該期間において社会保険及び経理担当として名前が挙がった同僚は、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者であれば記憶にあると思うが、申立人については知らないと供述しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は当該期間における同僚の名前を記憶していない上、当該期間のA社の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給

与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてG市H区にあったC社に勤務していたと主張している。

しかし、C社に係る事業所別被保険者名簿において当該期間に被保険者記録のある4名の同僚に照会したところ、1名の同僚から回答があったが、申立人を知らないと供述しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、C社ではG市発注のD工事及びI施設の工事を行っていたと主張しているが、上記の回答のあった同僚は「同社は、直接工事の作業はせず、元請として監督をしていた。実際に作業するのは、下請の3又は4社であった。同社はJ区にあり、I施設はH区にあるので、元請にはならないと思う。I施設の工事は他社が受注した工事の下請として、申立人は監督業務をしたのではないか。」と供述している。

さらに、申立人はC社の所在地はG市H区であったと述べているが、商業登記簿では、同市E区にはC社という名称の事業所は確認できなかった。

加えて、申立人は、C社での同僚の名前を記憶していない上、事業主は社員の厚生年金保険の加入の取扱いについては不明としており、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、E社の事業主は、当該期間において申立人が同社に再入社した記憶はありと回答している上、同社において被保険者記録のある同僚で現場監督をしていた同僚は申立人が昭和56年頃に同社で現場監督をしていたと思うと供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は、私と申立人とは作業現場は異なっており、申立人と親しく付き合っていたわけではないので、申立人の保険料控除については分からないと供述している。

また、E社における社会保険担当の同僚は、申立人が非常勤であったという記憶は無いが、保険料控除については分からないと供述している。

さらに、上記の社会保険担当の同僚は、社員の厚生年金保険への加入については社長の一存で決まったと述べている。

加えて、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、事業主も申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうか不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 6929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、同社B事業所及び同社C事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額に係る記録が、実際に支払を受けた給与額よりも低額になっている。申立期間の給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所及び同社C事業所に勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立人から提出された昭和 44 年 1 月分から 59 年 3 月分までの給与明細書について、当委員会で検証したところ、当該期間において、事業主が源泉控除したと推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月1日から27年2月20日まで
② 昭和29年8月1日から30年8月26日まで
③ 昭和30年8月26日から32年12月15日まで

厚生年金保険の記録によると、A社、B社及びC社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた最終事業所であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年3月10日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は、昭和33年3月10日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、C社を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 31 日から 26 年 3 月 1 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認のはがきが自宅に届き、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていることを知った。

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、女性被保険者に対する脱退手当金の支給要件は、被保険者期間が6か月以上20年未満の者が婚姻又は分娩によって資格喪失した場合とされているところ、申立人は、申立期間に係る事業所を退職してから約4か月後に出産していることを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されることに不自然さは見当たらない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 16 日から 42 年 4 月 6 日まで

日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金を支給済みであることを知った。そのはがきによると、A社の退職日から1年以上経過してから受給していることになっているが、私は同社を退職してから一度も会社へ行ったことは無く、脱退手当金の手続をした記憶及び金銭を受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業団から提出された資料によると、申立人は、申立期間後に加入したC共済組合から退職一時金を支給されたこととなっているが、申立人は退職一時金も受給した記憶は無いと主張しているところ、退職一時金と脱退手当金の双方が申立人の意思に反して請求されるとは考え難い。

また、申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 26 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 39 年 12 月 26 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで

平成 13 年 12 月頃に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の記録を確認した時、A 社及び B 社に勤務していた期間と C 社に勤務していた期間については、それぞれ脱退手当金として支給済みであるということが分かった。当時、脱退手当金という制度を知らず、手続をした記憶も受け取った記憶も無いので、脱退手当金をもらっているはずがない。

調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金について、申立人の当該期間における最終事業所である B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 12 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 25 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、21 名に脱退手当金の支給記録があり、全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録がある複数の女性が、会社で請求手続をしてもらい脱退手当金を受給した旨の供述をしているほか、当時の事務担当者が、「退職者には、脱退手当金の制度を説明し、希望があれば、会社が代理請求をした。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

申立期間③に係る脱退手当金について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年2月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている7名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち4名が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該4名のうち1名は、「会社が請求し、脱退手当金を受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②並びに申立期間③における2回の脱退手当金の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、2回とも最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、上記の2回の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月24日から32年9月19日まで
昭和63年に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際、A社の記録は、脱退手当金として支給されたことになっていることを知った。
当時、私は、脱退手当金制度のことを常識として知っていたが、年金として受け取る方を選び請求しなかった。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金は昭和33年12月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立人が脱退手当金を受給することは不自然ではない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 3 月 1 日まで
平成 22 年 10 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、脱退手当金の支給記録がおかしいので申し立てた。

私は、A社の後に勤務したB社の退職に際し、脱退手当金を受給したが、厚生年金保険の記録によると、B社及びA社の一部の被保険者期間が脱退手当金の支給対象となっており、A社の被保険者期間に未請求期間がある。同社勤務中に転勤したことはないため、この未請求期間を除いて請求することは考えられない。このため、私が受給した脱退手当金はB社における被保険者期間に係るものであり申立期間であるA社の被保険者期間については脱退手当金を受け取っていないはずである。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職後に脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金は受給していないと主張している。

しかしながら、オンライン記録上、昭和 39 年 5 月 29 日に支給決定された申立人の脱退手当金は、A社に係る被保険者期間の一部（申立期間）とB社に係る被保険者期間とを合算して脱退手当金が支給されたことになっている。

また、申立人が勤務したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を含む脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和 39 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 28 日から 33 年 3 月 29 日まで
② 昭和 33 年 5 月 16 日から 39 年 5 月 21 日まで

平成 22 年 9 月下旬頃に日本年金機構からの確認はがきで A 社（申立期間①）及び B 社（申立期間②）に勤務した期間について脱退手当金を受給していることを知ったが、脱退手当金を受け取ったことはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録上 12 名全員に脱退手当金の支給記録があり、このうち 11 名が資格喪失日から約 7 か月以内に支給されており、このうち 1 名は事業主による代理請求があったと証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳には昭和 39 年 9 月 23 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の同年 11 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然

さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、A社に勤めていた期間が脱退手当金として支給済みの記録となっていることを初めて知った。厚生年金保険に加入していたのに、その割には年金が少ないと思っていた。申立期間の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和47年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで
平成20年頃、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっていることを知ったが、私はそのような手続はしていないし、受給もしていない。

入社も退職も一緒だった同僚は、「一時金をもらっていない。」という結果が出たと聞いた。

私もこの同僚と同じく脱退手当金は受給していないので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給日、支給金額等が記載されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和22年6月10日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったものであるから、申立人が脱退手当金を受給することは不自然ではない上、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 15 日から 38 年 3 月 12 日まで
私の船員保険記録のうち、昭和 36 年 12 月 15 日から 38 年 3 月 11 日までの 1 年 3 か月間は、A 社（現在は、E 社）の船舶 B に甲板員として乗船し、C 地区で D 業務に従事していた。その間は、通常給与より冬は 4 倍、夏は 6 倍で、8 万円から 12 万円ぐらいの給与が支給されていたが、標準報酬月額の記録は著しく低額である。調査して実際の支給額に基づき当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 社の事業主及び同僚の証言から、申立期間当時、A 社の船舶 B に乗船し、C 地区で D 業務に当たっていた船員の給与は、基本給のほかに輸送船手当、危険手当及び夏期手当又は冬期手当等が加算され、申立人が主張する金額を相当上回る額であったことが推認できる。

しかし、A 社に係る船員保険被保険者名簿に記載されている同僚に職種を照会し、当該期間についてその標準報酬月額の推移を比較したところ、甲板員及び機関員であった同僚の標準報酬月額は、甲板員であった申立人とおおむね同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、司厨員であったとする同僚は、当時の給与について、諸手当を併せると月額 23 万円ぐらいであったと供述しているが、当該同僚の標準報酬月額の記録は、申立期間において継続的に申立人より低い金額で推移しているところ、自身の標準報酬月額について問題は無いと述べている。

さらに、E 社は申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、このほか、

申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年頃から24年頃まで
② 昭和25年6月頃から28年7月頃まで
③ 昭和28年7月頃から同年12月頃まで

厚生年金保険被保険者記録によると、私が特別職公務員として勤務した進駐軍関係のA事業所、B事業所、C事業所及びD事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①については、A事業所においてE業務に従事していた。申立期間②については、B事業所においてE業務に、その後、C事業所においてF業務に従事していた。申立期間③については、D事業所においてF業務に従事していた。いずれの事業所も、給与はG事務所に印鑑を持って受け取りに行っていたため、調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA事業所に勤務し、給与はG事務所から支給されていたと述べているところ、オンライン記録において、A事業所の適用事業所名である「H 渉外労務管理事務所 A事業所」が記録されている上、社会保険事務所（当時）の記録から、同事業所の所在地は、申立人が記憶する場所と近接していることから、申立人が勤務していたとする事業所は、当該事業所であったと推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、当時、国がその労務管理に当たっており、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として渉外労務管理

事務所が駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていたところ、「進駐軍労務者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用に関する件」（昭和 23 年 12 月 1 日付け保発第 92 号厚生省保険局長通知）により、各地の渉外労務管理事務所は、24 年 4 月 1 日以降社会保険制度の適用事業所となっていることから、申立人は、同日より前に厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、H 渉外労務管理事務所 A 事業所に係る昭和 24 年 4 月 1 日以降の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

さらに、A 事業所を管轄していた H 渉外労務管理事務所の労務関係書類を引き継いでいる I 局に、申立人の人事記録、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したが、同局は、これらを確認できる関連資料は無い旨回答している。

加えて、申立人は当時の同僚の名前を挙げているが、姓のみしか記憶していないため、当該同僚の所在は確認できず、申立てに係る証言を得ることができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間においては、B 事業所及び C 事業所に勤務していたと述べている。

しかし、当時、B 事業所を管轄していた J 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、申立人が共に C 事業所において勤務していたとして姓のみ記憶している同僚は、上記の同事業所に係る被保険者名簿にその姓が確認できない。

さらに、J 渉外労務管理事務所及び C 事業所を管轄していた L 渉外労務管理事務所の労務関係書類を引き継いでいる K 事務所に、申立人の人事記録、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したが、同事務所は、これらを確認できる関連資料は無い旨回答している。

加えて、申立人は B 事業所における同僚の氏名を記憶しておらず、C 事業所に係る上記同僚については、姓のみしか記憶していないため、当該同僚の所在は確認できず、申立てに係る証言を得ることができない。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和 25 年 10 月 10 日から 26 年 7 月 1 日までの期間において、申立期間③に係る D 事業所における被保険者となっていることが確認できる。

申立期間③について、申立人は D 事業所に勤務していたと述べている。

しかし、申立人は当該期間において F 業務に従事していたと述べている

ところ、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）により、連合軍要員のうち、非軍事的業務の事業所に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者については、26年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならない取扱いとされている。

また、D事業所を管轄していたL渉外労務管理事務所の労務関係書類を引き継いでいる上記のK事務所に、申立人の人事記録、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について照会したが、同事務所は、これらを確認できる関連資料は無い旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。